

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）
要介護のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間
		利用料 (10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護 I-1・時間内		3,271円	328円	655円	982円	314	1回につき 20分未満
訪問看護 I-2・時間内		4,907円	491円	982円	1,473円	471	1回につき 30分未満
訪問看護 I-3・時間内		8,575円	858円	1,715円	2,573円	823	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I-4・時間内		11,753円	1,176円	2,351円	3,526円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)		3,063円	307円	613円	919円	294	リハビリ 20分 (1回につき)
◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)		2,761円	277円	553円	829円	265	リハビリ 20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合 (1回につき)
特別管理加算	I	5,210円	521円	1,042円	1,563円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に 管理する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,605円	261円	521円	782円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,646円	265円	530円	794円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,188円	419円	838円	1,257円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,094円	210円	419円	629円	201	
	30分以上	3,303円	331円	661円	991円	317	
長時間訪問看護加算		3,126円	313円	626円	938円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	I	3,647円	365円	730円	1,095円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日 に看護師が訪問を行った場合に算定 新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
	II	3,126円	313円	626円	938円	300	
退院時共同指導加算		6,252円	626円	1,251円	1,876円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を 行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	I	6,252円	626円	1,251円	1,876円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	5,981円	599円	1,197円	1,795円	574	
ターミナルケア加算		26,050円	2,605円	5,210円	7,815円	2,500	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
看護体制強化加算	I	5,731円	574円	1,147円	1,720円	550	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,084円	209円	417円	626円	200	
サービス提供体制強化加算	I	62円	7円	13円	19円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	31円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,605円	261円	521円	782円	250	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
遠隔死亡診断補助加算		1,563円	157円	313円	469円	150	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		521円	53円	105円	157円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の 同意が必要。
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆・・・①療法師（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
②当該訪問看護事業所における前年度の療法師の訪問回数が看護師よりも多い場合、
緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。
※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。
※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【6級地】